



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*19 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 1430 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1431 " (")
- 1432 " (")
- 1433 清算法人南部郷土地改良区の清算人の退任 (農村計画課)
- 1434 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課)
- 1435 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1436 新道路の供用開始等 (")
- 1437 道路の区域変更 (")
- 1438 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

104 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第87号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正

○ 訓令

*35 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生室)

○ 公告

- 入札公告 (道路政策課)
- " (河川課)
- " (")

○ 正誤

平成17年10月1日付け和歌山県報号外(3)和歌山県選挙管理委員会告示第96号中

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第19号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月4日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「8課」を「9課」に、「警察相談課」を「警察相談課 留置管理課」に改める。

第6条第6号を削る。

第11条の4の次に次の1条を加える。

第11条の5 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置業務に関する企画及び指導に関すること。
- (2) 留置場及び被留置者に関すること。

第51条を削り、第52条を第51条とし、第53条を第52条とし、第54条を第53条とする。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1430号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村 良 樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツタヤWAY橋本隅田店
和歌山県橋本市隅田町垂井92-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) オークワ橋本隅田店

<p>(変更後) ツタヤWAY橋本隅田店</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 (変更前)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住 所</th> </tr> <tr> <th>氏名(名称)</th> <th>代表者(法人の場合)</th> </tr> <tr> <td>株式会社オークワ</td> <td>代表取締役 大桑啓嗣</td> <td>和歌山市中島185番地の3</td> </tr> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">小売業者</th> <th rowspan="2">住 所</th> </tr> <tr> <th>氏名(名称)</th> <th>代表者(法人の場合)</th> </tr> <tr> <td>株式会社オー・エンターテイメント</td> <td>代表取締役 堀江邦彦</td> <td>大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー30階</td> </tr> </table> <p>4 変更の年月日 平成17年6月10日</p> <p>5 変更する理由 店舗名称変更及び小売業者変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成17年10月20日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1) 伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成17年11月4日から平成18年3月6日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>	小売業者		住 所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	株式会社オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3	小売業者		住 所	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	株式会社オー・エンターテイメント	代表取締役 堀江邦彦	大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー30階	<p>及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>和歌山市屋形町4丁目29</p> <p>2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣 和歌山市中島185番地の3</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の名称 (変更前) オークワ屋形店 (変更後) プライスカット屋形店</p> <p>4 変更の年月日 平成17年9月10日</p> <p>5 変更する理由 店舗名称変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成17年10月25日</p> <p>7 届出等の縦覧場所 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)</p> <p>8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 縦覧期間 平成17年11月4日から平成18年3月6日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p>
小売業者		住 所															
氏名(名称)	代表者(法人の場合)																
株式会社オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3															
小売業者		住 所															
氏名(名称)	代表者(法人の場合)																
株式会社オー・エンターテイメント	代表取締役 堀江邦彦	大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー30階															

和歌山県告示第1431号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プライスカット屋形店</p>	<p>和歌山県告示第1432号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商</p>
---	---

工政策局商工振興課に到着するように提出すること。
 なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ショッピングプラザ打田店
 和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1
 (変更前)

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
 和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した(する)事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社 オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3
株式会社 オーマート	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3
株式会社 パーティハウス	代表取締役 大桑俊男	和歌山市中島185番地の3

(変更後)

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社 オー・エンターテイメント	代表取締役 堀江邦彦	大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー30階
株式会社 オージョイフル	代表取締役 海堀正章	大阪府豊中市庄内西町5丁目1番19号
株式会社 パーティハウス	代表取締役 大桑俊男	和歌山市中島185番地の3

- (2) 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 和歌山県那賀郡打田町大字打田字天王1364番地の1
 (変更後) 和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

- 4 変更の年月日
 (1) 小売業者については
 平成17年10月7日
 (2) 所在地については
 平成17年11月7日

- 5 変更する理由
 小売業者変更及び市町村合併のため

- 6 届出年月日
 平成17年10月25日

- 7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 打田町農林経済課(和歌山県那賀郡打田町西大井338)
 那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年11月4日から平成18年3月6日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1433号

清算法人南部郷土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

退任した清算人

氏名	住 所
武市弘	日高郡みなべ町晩稲1255番地

和歌山県告示第1434号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
			種穂		苗木		
64	井内優	海南市阪井1553番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	海南市阪井1553番地
65	井内敬子	海南市阪井1553番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	海南市阪井1553番地
66	井内英倫子	海南市阪井1553番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	海南市阪井1553番地
67	和海森林組合	海草郡美里町神野市場231番地の2	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	海草郡美里町神野市場231番地の2
68	中西正好	海草郡野上町下佐々184番地			幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	海草郡野上町下佐々184番地
2097	西澤義夫	那賀郡桃山町野田原98の1番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	那賀郡桃山町野田原98の1番地
2098	小坂和也	那賀郡桃山町調月1318番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	那賀郡桃山町調月1318番地
2099	山下廣晃	那賀郡桃山町調月1875番地	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	那賀郡桃山町調月1875番地
2100	農事組合法人桃山町植木組合	那賀郡桃山町市場648番地の1	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	那賀郡桃山町市場648番地の1
5248	久保礼子	有田郡清水町押出586番地			幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	有田郡清水町押出586番地
8774	小林広樹	新宮市三輪崎1133番地5	採取		幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	東牟婁郡串本町神野川

和歌山県告示第1435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊由良線

区間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字方杭字南谷110番1地先から同町大字方杭字南谷115番1地先まで	旧	7.35 }	62.50	
同上	新	7.35 }	62.50	
		11.50 }		
		32.20		

和歌山県告示第1436号

平成17年和歌山県告示第1435号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年11月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
田辺市大字平瀬字929番3地先から同市大字下川下字羽根881番7地先まで	旧	3.50 }	915.00	
同上	新	3.50 }	915.00	
		19.00		
同上	新	9.70 }	820.00	
		41.80		

和歌山県告示第1438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2841	海南市阪井字池目671番1の一部、676番1の一部、里道	和歌山市餌差町1丁目36番地紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成17.10.25	6.00	79.40
				5.00	21.70
2852	有田市千田字下り552番の一部、553番1の一部、553番2の一部	和歌山市吹屋町2丁目47番地株式会社幸輝開発 代表取締役 柳瀬香織	平成17.10.25	6.00	54.56

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第87号（地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等）の一部を次のとおり改正する。

平成17年11月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項中「210,928人」を「210,929人」に改め、第3項中「新宮市選挙区8,762人」を「新宮市選挙区9,338人」に、「東牟婁郡選挙区14,038人」を「東牟婁郡選挙区13,465人」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第35号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3那賀振興局長の項中「那賀郡内」を「紀の川市及び那賀郡内」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

公 告

入 札 公 告

国道425号（宮ノ瀬橋）特殊改良三種工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国特第三1号-3
- (2) 工事名 国道425号（宮ノ瀬橋）特殊改良三種工事
- (3) 工事場所 田辺市龍神村福井地内
- (4) 工事概要 延長 85.0m 総幅員 7.0m（5.5m）
橋長 85.0m（支間長41.8m 2スパン）
鋼2径間連続非合成鉄桁橋 鋼重量 138 t

(5) 工期 平成19年3月20日まで

(6) 予定価格 134,723,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 調査基準価格 105,858,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

(13) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約33%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約67%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の（1）に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の（2）に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく

営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)又は工場(「工場」とは鋼橋の製作若しくは鋼橋の主要資材を生産する能力を有する工場をいう。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋の製作架設工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋の製作架設工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が、650点以上であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日制定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事の総合点数が650点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が650点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

キ 共同企業体の各構成員は、審査要項第3条第2項に規定する鋼構造物工事の点数が600点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年11月4日(金)から平成17年11月28日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話番号 073-441-3092

(イ) 田辺市朝日ヶ丘23-1
和歌山県西牟婁振興局建設部総務課
電話番号 0739-26-7921(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年11月9日(水)から平成17年11月11日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 田辺市朝日ヶ丘23-1
和歌山県西牟婁振興局建設部総務課
ファクシミリ番号 0739-26-7927

e-mail e1306611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年11月16日(水)から平成17年11月18日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年11月21日(月)から平成17年11月28日(月)まで

イ 提出先 〒646-8799 田辺郵便局留 和歌山県西牟婁振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

- (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
- (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

- (3) 入札書等の不受理について
試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。
- (4) 入札の無効について
試行要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。
- (5) 失格について
試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年11月29日(火)午後1時30分から
イ 開札場所 田辺市朝日ヶ丘23-1 和歌山県西牟婁振興局建設部 4階 中会議室A

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年11月29日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年12月1日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	単体企業若しくは代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋の製作架設工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業若しくは代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋の製作架設工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒646-8799

田辺郵便局留

和歌山県西牟婁振興局建設部総務課行

開札日 平成17年11月29日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国特三第1号-3

工事名 国道425号(宮ノ瀬橋)特殊改良三種工事

工事場所 田辺市龍神村福井地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

(2) 共同企業体の場合

〒646-8799

田辺郵便局留

和歌山県西牟婁振興局建設部総務課行

開札日 平成17年11月29日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国特三第1号-3

工事名 国道425号(宮ノ瀬橋)特殊改良三種工事

工事場所 田辺市龍神村福井地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

和歌川(水軒川)総合流域防災外合併工事の入札について、
受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 総流防第10号 河修
第1号-23
- (2) 工事名 和歌川(水軒川)総合流域防災外合併工事
- (3) 工事場所 和歌山市西浜地内
- (4) 工事概要 延長620m 浚渫工4230㎡ 捨石工4580㎡
- (5) 工期 平成18年3月31日まで
- (6) 予定価格 154,882,350円(消費税及び地方消費税の額
を含む。)
- (7) 調査基準価格 127,703,100円(消費税及び地方消費税
の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」
という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしている
こと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営
業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有す
る者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、
建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有
する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法
第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づくしゅんせつ工事業の特定建設業の
許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14
年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2
項に規定するしゅんせつ工事の総合点数が、和歌山県
に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、その
他の者にあつては1000点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要
綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受け
ている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成
16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない
者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更
生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生
法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始
の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満
たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企
業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、40%以上であるこ
と。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であるこ
と。

エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含む
こと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3
条第2項に規定するしゅんせつ工事の総合点数が和
歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては900
点以上、その他の者にあつては1000点以上で、かつ、
元請として平成7年度以降に国又は地方公共団体等
の発注による水上ポンプ浚渫工事の施工実績(施工
中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以
降の国又は地方公共団体等の発注による水上ポンプ
浚渫工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人
(現場代理人については、施工時に監理技術者資格
者証を有していた者に限る。)としての施工実績を
もつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員について
は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置する
こと。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を
行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次によ
り交付する。

ア 交付期間 平成17年11月4日(金)から平成17年11
月28日(月)までの和歌山県の休日を含め、定
める条例(平成元年和歌山県条例第39号)

第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
電話番号 073-441-3133(直通)

(イ) 和歌山市築港一丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
電話番号 073-423-5961(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年11月9日(水)から平成17年11月11日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市築港一丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
電話番号 073-423-5961(直通)
ファクシミリ番号 073-431-5564
e-mail ei301611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年11月16日(水)から平成17年11月18日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/080400>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年11月21日(月)から平成17年11月28日(月)まで

イ 提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県海草振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年11月29日(火)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
県水産会館 4階第1会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年11月29日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年12月1日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp>) に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の水上ポンプ浚渫工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の水上ポンプ浚渫工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格 (消費税及び地方消費税を除く。) の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者 (低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。) を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 0 - 8 7 9 9

和歌山中央郵便局留

和歌山県海草振興局建設部総務課行

開札日 平成17年11月29日

工事年度及び工事番号 平成17年度 総流防 第10号 河修 第1号-23

工事名 和歌川（水軒川）総合流域防災外合併 工事

工事場所 和歌山市 西浜 地内

共同企業体名 ○○○○○○ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 ○○-○○○○

担当者の所属及び氏名 ○○○○

担当者連絡先（電話番号） ○○○-○○○-○○○○

担当者連絡先（ファクシミリ番号） ○○○-○○○-○○○○

入札公告

和歌川(大門川)河川環境整備工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年11月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 河環第1号-5
- (2) 工事名 和歌川(大門川)河川環境整備工事
- (3) 工事場所 和歌山市雑賀町地内
- (4) 工事概要 延長300m 浚渫工4410㎡
- (5) 工期 平成18年3月31日まで
- (6) 予定価格 155,316,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 130,968,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づくしゅんせつ工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定するしゅんせつ工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、その他の者にあつては1000点以上であること。
 - キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱

(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、40%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定するしゅんせつ工事の総合点数が和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては900点以上、その他の者にあつては1000点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に国又は地方公共団体等の発注による水上ポンプ浚渫工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降の国又は地方公共団体等の発注による水上ポンプ浚渫工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成17年11月4日(金)から平成17年11月28日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4

時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県土整備部河川・下水道局河川課
電話番号 073-441-3133(直通)

(イ) 和歌山市築港一丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
電話番号 073-423-5961(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年11月9日(水)から平成17年11月11日(金)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市築港一丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
電話番号 073-423-5961(直通)
ファクシミリ番号 073-431-5564
e-mail e1301611@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年11月16日(水)から平成17年11月18日(金)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/080400>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年11月21日(月)から平成17年11月28日(月)まで

イ 提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局
和歌山県海草振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面

に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年11月29日(火)午後2時30分から

イ 開札場所 和歌山市雑賀屋町東ノ町30
県水産会館 4階第1会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年11月29日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年12月1日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp>) に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の水上ポンプ浚渫工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の水上ポンプ浚渫工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格 (消費税及び地方消費税を除く。) の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者 (低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。) を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 0 - 8 7 9 9

和歌山中央郵便局留

和歌山県海草振興局建設部総務課行

開札日 平成17年11月29日

工事年度及び工事番号 平成17年度 河環 第1号-5

工事名 和歌川(大門川)河川環境整備工事

工事場所 和歌山市 雑賀町 地内

共同企業体名 ○○○○○○ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 ○○-○○○○

担当者の所属及び氏名 ○○○○

担当者連絡先(電話番号) ○○○-○○○-○○○○

担当者連絡先(ファクシミリ番号) ○○○-○○○-○○○○

正 誤

平成17年10月1日付け和歌山県報号外(3)和歌山県選挙管理委員会告示第96号中

「
東牟婁郡古座川町高瀬353番
東牟婁郡熊野川町西204-1
は誤りにつき、
」

「
東牟婁郡古座川町高瀬353番地
東牟婁郡熊野川町西204-1
に訂正する。
」